

保護者様

新潟県立十日町高等学校長
(松之山分校)

出席停止について(通知)

お子さんの病気は学校保健安全法に基づき、他の生徒に感染する恐れのある期間は出席停止となります。この措置は、お子さんに十分休養してもらい早く病気を治すと同時に他の生徒への感染を防ぐためのものであり、欠席の扱いをいたしません。出席停止の期間は、医師の指示に従ってください。元気に登校されることをお待ちしております。

*登校の際は、医療機関から下記の「登校許可証明書」に記入してもらい、担任に提出してください。

【主な感染症の出席停止とその期間の基準】

①	インフルエンザ	発症後 5 日、かつ解熱後 2 日が経過するまで
②	百日咳	特有の席が消失するまで、又は、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
③	麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
④	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
⑤	風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで
⑥	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
⑦	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
⑧	その他 ()	

登校許可証明書

年 氏名

下記の疾患について、感染症予防上支障がないので登校しても差し支えありません。

1 病名

- ① インフルエンザ (型) ② 百日咳 ③ 麻疹
④ 流行性耳下腺炎 ⑤ 風疹 ⑥ 水痘
⑦ 咽頭結膜熱 ⑧ その他 ()

2 出席停止の期間 月 日 ~ 月 日 まで

令和 年 月 日

医療機関名

